

がん患者支援活動助成 Q&A

助成対象となる活動について

Q. 現在「実施中」の活動は助成対象となりますか？

A. 実施中の活動の「拡充を図る内容」であれば、助成対象です。
拡充とみなせる明確な内容が、申請書に記載されることが必要です。

Q. 「新たな活動の立ち上げ」とはどのようなものですか？

A. 団体がこれまで扱ってこなかったテーマ・対象・方法などに取り組む場合を指します。未開拓の分野にゼロから取り組むには不安や負担もあるかもしれませんが、本助成事業の助成金と伴走支援を活用して、活動を進めていただければと願っております。

Q. 日本対がん協会と共同主催イベントを実施しています。これは助成対象ですか？

A. 共同で主催をしているイベントは、助成の対象となりません。
ただし、共同主催イベントとは全く別の活動は対象となります。

Q. 重点的に募集する5つのテーマ以外も、助成対象となりますか？

A. 助成対象になります。

助成対象となる団体について

Q. 過去にこの助成金を受けた団体も申請できますか？

A. 「新たな活動の立ち上げ」に限り、申請可能です。過去に助成を受けたことのある活動は対象外です。

Q. 「医療機関や企業が運営主体となっている団体は助成対象外」とのことですが、たとえば、施設を借り、資材を無償提供してもらうなど、医療機関や企業から一部の協力を得る場合も、助成対象外になりますか？

A. 活動の主体が任意団体などの非営利団体であれば、医療機関や企業から協力を受けることに問題はなく、助成対象となります。

本助成は、患者会等の非営利団体によるがん患者支援活動の広がりを目指すことを趣旨としており、医療機関や企業が自ら運営する活動は対象外としていますが、医療機関や企業との連携や協力を妨げるものではありません。あくまで、申請団体としての運営主体が非営利団体であることが重要です。

助成期間・助成金額について

Q. 1年間だけの活動は、助成対象になりますか。

A. 単年度の申請は受け付けていません。

助成対象経費について

Q. 助成金はどうな費用に使えますか？

- A. 助成活動に直接必要なものであり、領収書等によって支払内容と金額が確認できる費用が対象です。詳細は募集要項 P.4「6.助成対象となる経費」および、「申請書_様式 3_収支予算書.excel」内の「※注意事項」のシートにて、「助成の対象となる経費」と「助成の対象とならない経費」の例をご確認ください。

Q. 団体の規定で、交通費は一律 1 回 500 円と決めています。これは助成対象となりますか？

- A. 助成対象になりません。
本助成では、「公共交通機関を使った場合の実費相当額分」かつ、「領収書等によって支払内容と金額が確認できる経費」が、対象となります。団体の交通費の規定がある場合でも、本助成の規定を優先していただきます。

Q. 同一の活動について、別の助成金も併用して実施しても大丈夫ですか？

- A. 問題ありません。
ただし、同じ費目に充当することはできません。また、他の助成金・補助金の側で併用不可の場合もありますので、十分ご確認ください。

伴走支援について

Q. 合同勉強会の内容について教えてください。

- A. 勉強会の詳細は、採択団体の決定後に決まります。ご参考までに、2024 年の実施例は以下の通りです。

	開催時期	テーマ
第 1 回	4 月	組織の目的や活動成果を整理する基本的な概念、視点の理解（ビジョン・ミッション、アウトプット・アウトカムなど）、ロジックモデル（前編）、評価目標
第 2 回	5 月	ロジックモデル（後編）
第 3 回	9 月	成果を外部に伝える意義、社会課題や成果を伝えるためのフレームワーク、事例
第 4 回	12 月	中期事業計画とは、財源戦略の基本、組織戦略の基本、次年度以降の方向性の検討等

助成団体に求められる義務

Q. 合同勉強会への参加ができなかった時、助成団体としての認定を取り消されことや、助成金の返還を求められる場合がありますか？

- A. 助成団体としての認定取り消しや助成金返還を求めることはありません。
毎回ご参加いただくことが理想ではありますが、ご体調やご都合に合わせて、無理のない範囲でご参加いただければ問題ありません。アーカイブ動画の配信も検討しており、皆さんのペースでご参加いただけるよう、私共も工夫してまいります。



2024 年度の参加団体さんからは、「活動や団体運営におおいに役立った」との回答が 100%で、「他団体の工夫を知り、悩みも相談できて、モチベーション維持につながった」といった感想も寄せられました。全 8 回と聞くと、少しハードルが高く感じられるかもしれませんが、回を重ねるごとに、気づきが増え知識が深まったり、助成団体さん同士のつながりが生まれていくのも、この合同勉強会の魅力のひとつです。

申請書類について

Q. 任意団体です。法人格のある団体さんのような、正式な「事業報告書」や「決算報告書」がありません。何かフォーマットはありますか？

A. フォーマットの用意はありません。

前年度の活動実績や収支の内訳などを記載した書類（A4 用紙 1～3 枚程度）をおまとめください。団体の活動内容や運営状況がわかるものであれば、形式に決まりはありません。

Q. 任意団体です。定款の用意がありません。

A. 団体の目的や活動内容、運営体制等がわかる「団体規約」や「会則」を、代わりにご提出ください。
ご用意がない場合は、今回の申請の機会にご作成いただいたもので結構です。

Q. 3 年間すべての活動計画が固まっています。

A. 活動の骨子や方向性を記述してください。

3 年間の計画をあらかじめすべて立てることは難しい場合もありますが、1 年目については、収支計画を含めた具体的な活動計画が必要です。2 年目、3 年目については、2026 年 12 月頃に 2 年目の申請書類を提出いただく際までに、計画を見直し、修正・追加していただいて問題ありません。合同勉強会などの伴走支援のプロセスを通じて、活動がブラッシュアップされていく変化も大切だと考えています。

Q. 提出した書類の修正や再提出は可能ですか？

A. 原則として、一度ご提出いただいた申請書類の差し替えや再提出は受け付けておりません。

提出後の修正に伴うトラブルを避けるため、あらかじめ内容を十分にご確認のうえご提出くださいますようお願いいたします。

以上

2025 年 9 月 1 日